

市道路線の廃止について

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年6月5日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

路 線 廃 止 調 書

(単位：m)

路 線 名	起 点			路 線 総 延 長			
	終 点			実延長	重 用 延 長	橋 梁 延 長	備 考 (幅 員)
3ブロック (参考図)							
30702 号線	添地町	67番	地先から	198.5			
	西条町	21番	地先まで	198.5	—	—	5.7～8.5
30703 号線	添地町	14番	地先から	20.1			
	添地町	19番	地先まで	20.1	—	—	3.8～6.4
30704 号線	添地町	54番	地先から	16.1			
	添地町	54番	地先まで	16.1	—	—	5.8～8.4
30705 号線	添地町	44番	地先から	372.4			
	大手町一丁目	7番13	地先まで	363.8	8.6	—	8.0～25.8
30706 号線	西条町	20番	地先から	153.9			
	添地町	35番	地先まで	153.9	—	—	6.0～20.0

(参考図) 3ブロック

凡 例

起点	○ →	終点
----	-----	----

30705

30703

30704

30702

30706

沼津

東海旅客鉄

イーランド

主要地方道沼津停車場線

海地町公会堂

1 : 2, 000

第53号の2

起点 終点

30703

30704

30702

30706

$$1 : 2, \quad 0 \ 0 \ 0$$

—議第53号の2—